



- 解读两高反贪腐新规：《关于办理贪污贿赂刑事案件适用法律若干问题的解释（二）》... 5

#### 四、近期热点话题..... 9

### 一、最新中国法令

- [人力资源社会保障部、教育部、财政部、国家税务总局关于失业保险支持企业稳岗扩岗的通知](#)

【发布单位】人力资源社会保障部、教育部、财政部、国家税务总局  
 【发布文号】人社部发〔2026〕39号  
 【发布日期】2026-06-18  
 【内容提要】根据该通知，延续实施稳岗返还政策至2026年12月31日。

- 参保企业足额缴纳失业保险费12个月以上，上年度未裁员或裁员率不高于上年度全国城镇调查失业率控制目标，30人（含）以下的参保企业裁员率不高于参保职工总数20%的，可以按规定享受失业保险稳岗返还。
- 大型企业按不超过企业及其职工上年度实际缴纳失业保险费的30%返还，中小微企业按不超过60%返还。
- 稳岗返还资金可用于职工生活补助、缴纳社会保险费、转岗培训、技能提升培训等稳定就业岗位以及降低生产经营成本支出。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202607/content\\_7074139.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202607/content_7074139.htm)

- [商务部办公厅、海关总署办公厅关于开展综合保税区外保税检测试点工作的通知](#)

【发布单位】商务部办公厅、海关总署办公厅  
 【发布文号】商办服贸函〔2026〕355号  
 【发布日期】2026-06-25  
 【实施日期】2026-06-25  
 【内容提要】该通知明确在综合保税区外试点开展“两头在外”的集成电路、消费电子

- 最高人民法院、最高人民检察院による新たな反腐敗規則の解説：「汚職・賄賂刑事案件の処理における法適用に関する若干の問題の解釈（二）」..... 5

#### 四、トピックス..... 9

### 一、最新中国法令

- [失業保険を活用した企業の雇用安定化・拡大支援に関する人的資源・社会保障部、教育部、財政部、国家税務総局による通知](#)

【発布機関】人的資源・社会保障部、教育部、財政部、国家税務総局  
 【発布番号】人社部発〔2026〕39号  
 【発布日】2026-06-18  
 【概要】本通知によると、雇用安定に係る還付政策の実施期間を2026年12月31日まで延長する。

- 保険加入企業が失業保険料を12ヶ月以上満額納付し、前年度に人員削減を行っていない、又は人員削減率が前年度の全国都市部調査失業率の抑制目標を超えていない場合、30人以下の保険加入企業については人員削減率が被保険者総数の20%を超えない場合に、規定に基づき失業保険の雇用安定還付の適用を受けることが可能になる。
- 大企業については、当該企業及びその従業員が前年度に実際に納付した失業保険料の30%を上限として還付し、中小零細企業については60%を上限として還付する。
- 雇用安定の還付金は、従業員の生活補助、社会保険料の納付、配置転換研修、スキルアップ研修など雇用安定に係る支出、及び生産経営コストの削減に充てることができる。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。  
[https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202607/content\\_7074139.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202607/content_7074139.htm)

- [総合保税区外における保税検査業務の試行実施に関する商务部弁公庁、税関総署弁公庁による通知](#)

【発布機関】商務部弁公庁、税関総署弁公庁  
 【発布番号】商弁服貿函〔2026〕355号  
 【発布日】2026-06-25  
 【実施日】2026-06-25  
 【概要】本通知では、総合保税区外において「両頭在外」（原材料調達先、製品販売先がとも

产品保税检测业务，内容包括试点业务范围、申请条件和申请程序等。

- 保税检测业务，是指企业以保税方式将货物从境外运入境内进行质量、规格、性能等方面的检测活动后复运出境。其中，消费电子产品检测不含旧件、返修件、失效件、不良品等非全新生产器件的检测分析等业务。
- 除非获得准许，企业不得开展国家禁止进出口货物的保税检测业务，不得通过保税检测方式开展维修、拆解、报废等业务。
- 申请企业应具备专门场所设备、管理制度和计算机系统，海关信用不得为失信或严重失信。
- 试点实行企业申请、地市初审、省级上报、商务部会同海关总署联合评估机制。
- 违规企业可被责令整改、暂停或终止试点。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/fwmy/art/...>

に外国にあること)の集積回路・消費者向け電子製品の保税検査業務を試験的に実施することを明確にしている。それには、試行対象業務の範囲、申請条件、申請手続き等の内容を含む。

- 保税検査業務とは、企業が保税方式により貨物を海外から中国国内に搬入し、品質・規格・性能等の検査を行った後、再び海外へ再輸出することをいう。なお、消費者向け電子製品検査には、中古品、修理品、故障・不具合品、不良品等、新品ではない機器・部品の検査分析などの業務は含まない。
- 企業は、許可を得ない限り、国家が輸出入を禁止する貨物の保税検査業務を行ってはならず、保税検査の名目で修理・分解・廃棄等の業務を行ってはならない。
- 申請企業は、専用の場所・設備、管理制度及びコンピュータシステムを備えていなければならず、税関の信用評価において信用失墜又は重大な信用失墜の状態であってはならない。
- 企業申請、地・市レベルの初期審査、省級報告、商务部と税関総署による合同評価により実施する。
- 規定に違反した企業は、是正命令、試行の一時停止もしくは終了の処分を受ける場合がある。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/fwmy/art/...>

● [最高人民法院关于审理建设工程施工合同纠纷案件适用法律问题的解释\(二\)](#)

- 【发布单位】最高人民法院  
【发布文号】法释〔2026〕12号  
【发布日期】2026-06-29  
【实施日期】2026-06-30  
【内容提要】该司法解释内容包括：
- 维护公平竞争招标投标秩序。对合同订立时必须招标但后来因国家政策调整而在起诉时已不再属于必须招标的项目，法院不应仅因未招标而认定合同无效。
  - 否定建筑施工企业出借资质行为。
  - 严格确保建设工程质量。在处理未完工程价款的结算、当事人就无效合同达成的折价补偿协议的认定等问题上，均明确以建设工程质量合格为基础。
  - 明确合同无效、解除情形下的处理。

● [建設工事施工契約紛争事案審理の法適用に關する最高人民法院による解釈\(二\)](#)

- 【発布機関】最高人民法院  
【発布番号】法釈〔2026〕12号  
【発布日】2026-06-29  
【実施日】2026-06-30  
【概要】本司法解释の内容は、以下の通りである。
- 公平競争の入札募集・応札秩序の維持：契約締結時に入札が必要であったが、その後国家政策の調整により訴訟提起時に入札不要となったプロジェクトについて、裁判所は入札を行わなかったことのみを理由として契約を無効と認定してはならない。
  - 建設施工企業による資格貸与行為を認めない。
  - 建設工事品質の厳格な確保：未完成工事の代金決済、当事者間で締結された無効契約に関する代金減額補償協議書の認定等において、いずれも建設工事の品質が適格であることを前提とする。
  - 契約無効・解除の場合の処理方法を明確化。

- 明确了固定总价合同价款调整和结算方法。
- 促进工程价款及时结算。明确发包人因审计为由压款、拖款的如何处理。
- 明确建设工程价款优先受偿权的行使规则。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
 最高人民法院关于审理建设工程施工合同纠纷案件适用法律问题的解释（二）  
<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/504221...>  
 官方答记者问  
<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/...>  
 建设工程施工合同纠纷典型案例  
<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/...>

- 固定総額契約における代金調整及び決済方法を明確化。
- 工事代金の適時支払いの促進：発注者が監査を理由に代金支払いを留保した、遅らせた場合の処理方法を明確化。
- 建設工事代金の優先弁済権の行使ルールを明確化。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
 建設工事施工契約紛争事案審理の法適用に関する  
 最高人民法院による解釈（二）  
<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/504221...>  
 記者からの質問に対する公式回答  
<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/...>  
 建設工事施工契約紛争の典型的事例  
<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/...>

- [国家市场监督管理总局关于发布电冰箱\(含冰柜\)等 173 种产品质量监督抽查实施细则的公告](#)

【发布单位】国家市场监督管理总局  
 【发布文号】国家市场监督管理总局公告 2026 年第 22 号  
 【发布日期】2026-06-30  
 【实施日期】2026-06-30  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
<https://www.samr.gov.cn/zw/zfxqk/fdzgknr/...>

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
  - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

- [電気冷蔵庫\(冷凍庫含む\)等 173 品目の製品品質監督・抜き取り検査実施細則の公布に関する国家市场监督管理总局による公告](#)

【発布機関】国家市場監督管理総局  
 【発布番号】国家市場監督管理総局公告 2026 年第 22 号  
 【発布日】2026-06-30  
 【実施日】2026-06-30  
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<https://www.samr.gov.cn/zw/zfxqk/fdzgknr/...>

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
  - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、最新资讯

- [最高人民法院发布《检察机关惩治知识产权恶意诉讼典型案例》](#)

日前，最高人民法院公布《[检察机关惩治知识产权恶意诉讼典型案例](#)》。此次发布 5 件典型案例，涵盖实用新型专利、外观设计专利、商标权、不正当竞争等领域。案例明确：

- 明知权利基础存在瑕疵、专利已被宣告无效，或商标系恶意抢注、未实际使用，仍提起诉讼并谋取不当利益的，可认定构成恶意诉讼。

## 二、新着情報

- [最高人民法院が「知的財産権に係る悪意の訴訟に対する検察機関による典型的摘発事例」を発表](#)

先頃、最高人民法院は、《[「知的財産権に係る悪意の訴訟に関する検察機関による典型的摘発事例」を公布した](#)》。今回発表された 5 件の典型事例には、実用新案、意匠権、商標権、不正競争等の分野が含まれている。事例により以下の点が明確にされている。

- 権利の根拠に瑕疵が存在すること、若しくは特許が無効宣告を受けた事実を認識しながら、または商標が悪意による先願登録に該当すること、あるいは当該商標が実際に使用されていない事実を知りながら訴訟を提起し、不当な利益を取得しようとする行為については、悪意の訴訟に該当すると認定することが可能である。

- 相关监督方式包括在线索移送、依职权启动监督、提出再审检察建议和抗诉等。
- 处理结果包括驳回起诉或诉讼请求、撤销原判、罚款、赔偿合理费用、公开声明消除影响，以及对关联恶意注册商标宣告无效。

(里兆律师事务所 2026 年 07 月 03 日编写)

- 関連する監督方式には、手がかりの移送、職権による監督開始、人民検察院による再審手続き発動に関する助言及び上訴等が含まれる。
- 処理結果には、訴訟の棄却又は訴訟請求の却下、原判決の取消し、罰金、合理的費用の賠償、影響除去のための公開声明、及び関連する悪意の登録商標に対する無効宣告が含まれる。

(里兆法律事務所が、2026 年 7 月 3 日付で作成)

● [京津冀三地人社部门发布超龄劳动者用工协议参考文本](#)

日前，北京、天津、河北三省市的人力资源和社会保障部门联合公布《[超龄劳动者用工协议（参考文本）](#)》，供用人单位和超龄劳动者选用参考。

(里兆律师事务所 2026 年 07 月 03 日编写)

● [北京・天津・河北省の人的資源・社会保障部門が高齢労働者雇用契約書の見本\(参考\)を公布](#)

先頃、雇用者及び該当労働者が雇用契約を締結する際の参考として、北京・天津・河北省の人的資源・社会保障部門が共同で、「[定年年齢を超えた労働者雇用契約書の見本\(参考\)](#)」を公布した。

(里兆法律事務所が、2026 年 7 月 3 日付で作成)

● [北京市更新外商投资登记注册办理指南中英文版](#)

日前，北京市市场监督管理局更新外商投资登记注册办理指南（[中文版](#)、[英文版](#)），同时还推出全国首套中英文对照版登记申请文书。办事指南和登记申请文书覆盖公司、合伙企业等全部外资主体类型，适用于设立、变更、注销、备案等登记业务。

(里兆律师事务所 2026 年 07 月 03 日编写)

● [北京市が、「外国投資家による対中投資に係る登記登録手続きガイドライン」の中文・英文版を更新した](#)

先頃、北京市市场监督管理局は、外国投資家の対中投資に係る登記登録手続きガイドライン（[中文版](#)、[英文版](#)）を更新するとともに、全国で初めて中国語・英語両言語の登記申請書類を公開した。本ガイドライン及び登記申請書類は、会社、パートナー企業などあらゆる外資系主体の類型を対象とし、設立、変更、抹消、届出などの各種登記手続きに対応している。

(里兆法律事務所が、2026 年 7 月 3 日付で作成)

### 三、里兆解读

● [解读两高反贪腐新规：《关于办理贪污贿赂刑事案件适用法律若干问题的解释（二）》](#)

2026 年 05 月 01 日，最高人民法院、最高人民检察院联合发布的《关于办理贪污贿赂刑事案件适用法律若干问题的解释（二）》（以下简称“《解释（二）》”）正式施行。《解释（二）》不仅聚焦国家工作人员贪腐治理，更在职务侵占、非国家人员受贿等常见企业内部犯罪类型上，形成了实质性的规则重塑，标志着中国职务犯罪治理体系迈向体系化、精细化与统一化的新阶段。

### 三、里兆解説

● [最高人民法院、最高人民検察院による新たな反腐敗規則の解説：「汚職・賄賂刑事事件の処理における法適用に関する若干の問題の解釈（二）」](#)

2026 年 5 月 1 日、最高人民法院と最高人民検察院が共同で発布した「汚職・賄賂刑事事件の処理における法適用に関する若干の問題の解釈（二）」（以下、「解釈（二）」という）が正式に施行された。「解釈（二）」は、国家職員による汚職・賄賂の取締りに焦点を当てるだけでなく、業務上横領、非国家職員による収賄など、よく見られる企業内部における犯罪類型において、実質的な規則の再構築を形成し、中国の職務犯罪の取締り体系が体系化、緻密化、統一化の新しい段階へと移行したことを示している。

## 一、企业内部职务犯罪标准全面对齐，刑事门槛显著下调

《解释（二）》最具结构性影响的变化，是将非国家工作人员职务犯罪的定罪量刑标准，与国家工作人员相应罪名标准全面对齐。具体而言，职务侵占罪参照贪污罪标准，非国家人员受贿罪参照受贿罪标准，挪用资金罪参照挪用公款标准，对非国家人员行贿罪参照行贿罪标准适用。这一调整直接取消了此前长期存在的“倍数差异规则”<sup>1</sup>。

罪名	情节	《解释（一）》	《解释（二）》
非国家工作人员受贿罪	数额较大	6万元以上 <sup>2</sup>	3万元以上
	数额巨大	100万元以上	20万元以上
职务侵占罪	数额特别巨大	未明确	300万元以上
对非国家工作人员行贿罪	数额较大	6万元以上	个人3万元以上 单位20万元
	数额巨大	200万元以上	个人100万元以上 单位200万元
挪用资金罪	数额较大	10万元以上	5万元以上
	数额巨大	400万元以上	200万元以上
	数额特别巨大	未明确	500万元以上
	进行非法活动，数额较大	6万元以上	3万元以上
	进行非法活动，数额巨大	200万元以上	情节严重-100万元以上 数额巨大-300万元以上

在旧有规则下，非国家人员相关犯罪的入罪/量刑标准普遍高于国家工作人员，形成了一种事实上更为宽缓的评价体系。而在新规则下，这种差异被彻底消除，统一回归同一数额基准。这一变化的直接后果是：大量原本处于“刑事边缘地带”的企业员工不当行为，将更容易进入刑事评价范围，也将受到更为严重的刑事惩罚。关于这一点，如果企业内部进行充分的合规培训，相信也能更好的起到内部教育作用。

## 一、企业内部における職務犯罪の基準が全面的に統一され、刑事責任の基準が大幅に引き下げられた

「解釈（二）」における最も構造的な影響をもつ変化は、非国家職員による職務犯罪に関する処罰・量刑基準を、国家職員の対応する罪名の基準と全面的に統一したことである。具体的には、業務上横領罪は横領罪の基準を、非国家職員による収賄罪は収賄罪の基準を、資金横領罪は公金横領罪の基準を、非国家職員に対する贈賄罪は贈賄罪の基準を準用する。この調整により、これまで長期にわたって存在していた「倍数差異ルール」が直接的に廃止された<sup>1</sup>。

罪名	情状	「解釈（一）」	「解釈（二）」
非国家職員による収賄罪	比較的多額	6万元以上 <sup>2</sup>	3万元以上
	極めて多額	100万元以上	20万元以上
業務上横領罪	特に極めて多額	明確でない	300万元以上
非国家職員に対する贈賄罪	比較的多額	6万元以上	個人3万元以上 組織20万元
	極めて多額	200万元以上	個人100万元以上 組織200万元
資金流用罪	比較的多額	10万元以上	5万元以上
	極めて多額	400万元以上	200万元以上
	特に極めて多額	明確でない	500万元以上
	不法活動を行い、比較的多額	6万元以上	3万元以上
	不法活動を行い、極めて多額	200万元以上	情状深刻-100万元以上 極めて多額-300万元以上

旧来のルールの下では、非国家職員関連犯罪の立件・量刑基準は一般的に国家職員より高く設定されており、結果として事実上より寛大な評価体系が形成されていた。新ルールの下では、このような差異は完全に解消され、同一の金額の基準に一本化された。この変更の直接的な結果は、もともと「刑事責任のグレーゾーン」にあった多くの企業従業員の不適切な行為が、より容易に刑事評価の対象となり、より重い刑事罰を受ける可能性が生じたことである。この点については、企業内で十分なコンプライアンス研修を行えば、社内教育の面でもより良い効果が期待できるであろう。

<sup>1</sup> 根据2016年发布的《最高人民法院、最高人民检察院关于办理贪污贿赂刑事案件适用法律若干问题的解释》，第十一条，非国家工作人员受贿罪、职务侵占罪中的“数额较大”“数额巨大”的数额起点，按照本解释关于受贿罪、贪污罪相对应的数额标准规定的二倍、五倍执行。

<sup>1</sup> 2016年に発布された「汚職・賄賂刑事事件の法適用における若干問題に関する最高人民法院、最高人民検察院による解釈」の第11条よると、非国家職員による収賄罪、業務上横領罪における「比較的多額」「極めて多額」の金額の起算額は、本解釈における収賄罪、汚職罪に対応する金額の基準の2倍、5倍として執行される。

<sup>2</sup> 根据《最高人民法院 公安部关于公安机关管辖的刑事案件立案追诉标准的规定（二）》，非国家工作人员受贿、职务侵占的数额达到3万元的，应予立案追诉。

<sup>2</sup> 「公安機関が管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する最高人民検察院、公安部による規定（二）」によると、非国家職員が収賄し、業務上横領した金額が3万円に達した場合、立件・訴追すべきものとされる。

此外，鉴于此前缺乏“数额特别巨大”档次的明确细化标准，导致司法实践中很多明明已经远远超出了“数额巨大”范围的案件，无法进行准确的量刑，且还会出现同案不同判问题，容易造成司法的不公。《解释（二）》通过补足数额与情节评价体系，首次实现对“数额特别巨大”情形的规则覆盖，使超大额案件的定性与量刑评价有了更为明确、统一的规范依据，从而强化了全链条分层治理的制度闭环性。

## 二、新型隐性腐败的体系化规制

《解释（二）》立足近年来职务犯罪形态的结构变化，针对腐败行为金融化、隐性化的发展趋势，进一步强化了对新型隐性腐败的体系化规制。

随着利益输送方式不断金融化，股票、股权等预期收益型安排在实践中逐渐成为重要的权钱交易载体。这类行为已不同于传统意义上的现金或实物贿赂，行受贿双方所关注的并非当下的对价交换，而是未来可能实现的升值收益或退出回报。此外，“支付股本金”等形式安排，也往往被用作掩饰权钱交易的外观工具。对此，《解释（二）》明确，以股票、股权预期收益作为贿赂的，应当根据实际获利情况或者案发时市场价格与支付价格之间的差额予以认定，从而在规则层面排除了以“未变现”、“未分红”等理由进行抗辩的空间，使金融化腐败的数额认定回归实质评价。

与此同时，在对“利用职务上的便利”的理解上，亦呈现出从形式关联向实质影响力判断的转向。认定范围不再局限于传统意义上的上下级隶属关系或直接审批权限，而是结合岗位职责、单位运行机制以及实际工作中所形成的协调、制约与影响关系进行综合判断。即便行为人并不直接掌握审批权，只要其能够通过资源调配、流程影响或行业惯例等方式对事项处理施加实质性影响，也可能被评价为具有职务上的便利，从而进一步压缩以“权力间接性”为由规避认定的空间。

## 三、构建穿透式追缴体系，堵塞违法所得转移漏洞

除了通过扩张犯罪认定规则实现对腐败行为的全链条打击外，《解释（二）》还进一步完善了违法所得追缴机制。长期以来，在职务犯罪案件办理过程中，部分行为人往往通过资产转移、代持保管、投资转换甚至跨境转移等方式隐匿违法所得。尤其是在赃款被用于购买房产、股权、基金等资产后，由于财产形态已经发生变化，实践中往往面临追缴对象难以确定、追缴范围不够明确等问题，一定程度上影响了追赃挽损效果。

また、従来は「特に極めて多額」の区分に関する明確な詳細化基準が欠如していたため、司法実務において「極めて多額」の範囲をはるかに超えているにもかかわらず、適切な量刑ができず、且つ同一の事例であっても異なる判決が下されるといった問題が生じ、司法の不公平を招くことがあった。「解釈（二）」は、金額と情状に関する評価体系を補完することにより、初めて「特に極めて多額」のケースに対するルールをカバーし、巨額案件の定性与量刑評価について、より明確で統一された規範的根拠を提供した。これにより、階層別の全体的な取締り体系の制度的な完成度が強化された。

## 二、新型・潜在的な腐敗に対する体系的な取締り

「解釈（二）」は、近年の職務犯罪の形態における構造的な変化に基づき、腐敗行為の金融化、潜在化という傾向に対応して、新型・潜在的な腐敗に対する体系的な取締りを一層強化している。

利益供与の方法が金融化するにつれて、株式、持分の将来利益型の取り決めが、実務において重要な権力と金銭の取引の媒体として次第に重要なものとなっている。このような行為は、伝統的な意味での現金や現物の賄賂とは異なり、贈賄・収賄の双方が着目するのは、現在の対価交換ではなく、将来的に実現し得る値上がり収益や脱退時のリターンである。また、「自己資本の支払い」等の形式も、しばしば権力と金銭の取引を隠蔽するための外観上のツールとして使われている。これに対し、「解釈（二）」は、株式、持分の将来利益を賄賂の対象とする場合、実際の利益状況又は事件発覚時の市場価格と支払価格との差額に基づいて認定すべきことを明確にした。これにより、「未換金」、「未配当」等の理由による抗弁の余地をルール上排除し、金融化された腐敗の金額認定を実質的な評価に基づくものとした。

同時に、「職務上の便宜の利用」の解釈においても、形式的な関連性から実質的な影響力の判断への転換がなされている。認定範囲は、従来の意味での上司・部下関係や直接的な承認の権限に限定されず、職務内容、組織の運営メカニズム、及び実務上形成される調整・牽制・影響関係を総合的に考慮して判断される。行為者が直接的な承認の権限を有していなくても、資源の配分、プロセスへの影響、業界慣習等を通じて事案の処理に実質的な影響を及ぼすことができれば、業務上の便宜を有するものと評価される可能性があり、「権力の間接性」を理由に認定を回避する余地がさらに狭められている。

## 三、浸透的な追徴システムの構築と違法所得の移転経路の遮断

犯罪認定規ルールを拡張による腐敗行為の全体的な取締に加えて、「解釈（二）」は違法所得の追徴メカニズムもさらに整備している。長年にわたり、職務犯罪事件の処理過程において、一部の行為者は、資産移転、名義貸し保管、投資による転換、さらには越境移転などの方法で違法所得を隠匿することが少なくなかった。特に不正利益が不動産、株式、ファンドなどの資産の購入に使われた後、財産の形態が変化しているため、実務上、追徴の対象を特定することが困難であり、追徴範囲が

明確でない等の問題に直面することが多く、不正利益の回収効果に影響を及ぼすことがあった。

针对上述问题,《解释(二)》第二十三条首次系统构建了“原物追缴—转化物追缴—等值财产追缴”的递进式规则体系。对于违法所得,一般应当追缴原物;原物已经转化为其他财物的,追缴转化后的财物;违法所得与合法财产共同转化为其他财物的,则追缴对应份额及其收益。这意味着,利用受贿所得购买房产、股权等资产后产生的增值收益,同样属于追缴范围,行为人无法再通过改变财产形态实现“洗白”目的。《解释(二)》还确立了等值追缴规则。对于涉案财物已经灭失、被善意第三人取得、与合法财产混同且无法分割等情形,可以依法追缴、没收其他等值财产。这一规定突破了过去过度依赖原物追缴的局限,使追缴对象从特定财物扩展至相应价值本身,大幅提升了违法所得追缴的可执行性。与此同时,《解释(二)》还将追缴范围进一步延伸至行贿人和第三人。对于尚未交付给受贿人或者已经退还给行贿人的赃款赃物,可以依法向行贿人追缴;对于由第三人代为持有、保管的涉案财物,则可以直接向第三人追缴。该规则实质上否定了通过亲属代持、关联主体持有或者退回行贿人等方式规避追缴的可能性,进一步压缩了违法所得藏匿和转移空间。

#### 四、完善从宽处罚规则,惩治与从宽并重

《解释(二)》在强化职务犯罪打击力度的同时,也进一步细化自首、退赃等从宽处罚情节的认定标准,体现出宽严相济刑事政策在职务犯罪领域的具体落实。

在自首认定方面,《解释(二)》第二十一条对监察调查阶段的“特别自首”作出明确规定:监察机关掌握的贪污贿赂行为尚未达到“数额较大”标准,被调查人主动、如实供述监察机关尚未掌握的本人绝大部分犯罪事实的,可以认定为自首。该规定为监察调查初期的自首认定提供了明确依据,有利于引导被调查人主动交代问题,提高案件查办效率。

在退赃认定方面,《解释(二)》第二十二条进一步扩大了“积极退赃”的认定范围。除全部退赃外,对于积极配合办案机关追缴赃款赃物、大部分涉案财物已被追缴的,共同犯罪中全部退缴实际分取赃款后自愿继续退缴的,以及经本人要求或者同意由亲友代为退赃的,均可以认定为积极退赃。相关规定突破了以往仅以退赃结果作为评价标准的做法,更加注重行为人的主观悔罪态度以及对退赃挽

上述の問題に対応するため、「解釈(二)」第23条、初めて「原物追徴—転換物追徴—等価財産追徴」という段階的なルール体系を構築した。違法所得については、一般的に原物を追徴しなければならず、原物が他の財物に転換されている場合には、転換後の財物を追徴する。違法所得と合法財産が共同で他の財物に転換されている場合には、対応する持分及びその収益を追徴する。これは、収賄によって取得した資金で不動産や株式等の資産を購入した後に生じた値上り益も、同様に追徴の対象となることを意味し、行為者は財産の形態を変えることで「洗浄」する目的を実現することができなくなることを意味する。また、「解釈(二)」は、等価追徴ルールも確立した。事件に係る財物がすでに滅失し、善意の第三者によって取得され、合法的な財産と混同して分割不可能となった場合等には、法に基づき他の等価財産を追徴、没収することができる。この規定は、従来の原物追徴への過度の依存を越え、追徴対象を特定の財物から当該価値そのものへと拡大し、違法所得の追徴の実行性を大幅に向上させた。同時に、「解釈(二)」はさらに追徴範囲を贈賄者及び第三者にまで拡大している。また収賄人にまだ交付されておらず、又はすでに贈賄者に返還された賄賂金・物品については、法に基づいて贈賄者に追徴することができる。第三者によって名義保有・保管されている事件に係る財物については、第三者に対して直接追徴することができる。このルールは、親族による名義保有、関連主体による保有、又は贈賄者への返還等の方法で追徴を回避する可能性を実質的に否定し、違法所得の隠匿と移転の余地をさらに縮小するものである。

#### 四、寛大な処罰規則の整備 処罰と寛大の両立

「解釈(二)」は、職務犯罪の取締りを強化する一方で、自首、不正利益の返還等の寛大な処罰事由に関する認定基準をさらに詳細化し、職務犯罪分野における「厳罰と寛大を併用」した刑事政策の具体的な実践を示している。

自首の認定に関しては、「解釈(二)」第21条が監察調査段階における「特別自首」に対して明確に規定している。監察機関が把握している汚職・賄賂行為が「比較的多額」という基準に達しておらず、被調査者が監察機関の把握していない自身の大部分の犯罪事実を如実に積極的かつ正直に供述した場合、自首と認定することができる。この規定は、監察調査初期における自首認定に明確な根拠を提供し、被調査者が自ら事実を説明するよう促し、事件の捜査・処理の効率を高めることに寄与する。

不正利益の返還の認定に関しては、「解釈(二)」第22条が「積極的な不正利益の返還」の認定範囲をさらに拡大している。全額返還の場合に加えて、事件処理機関による不正利益の追徴に積極的に協力し、事件に係る財物の大部分がすでに追徴された場合、共同犯罪において実際に分配を受けたを全額返還した後に自発的に引き続き返還する場合、及び本人の要求又は同意により親族等が代わりに不正利益を返還する場合

损工作的实际促进作用。

## 五、结语

除上述内容外，《解释（二）》还对单位犯罪与个人犯罪的界限、斡旋受贿与介绍贿赂的认定，以及多类长期缺乏明确数额标准的职务犯罪进行了系统完善。整体来看，《解释（二）》进一步强化了职务犯罪治理的体系性和一致性，也意味着企业内部腐败行为将面临更严格的刑事评价。对于企业而言，反舞弊、反商业贿赂已不再只是内部管理问题，而是直接关系到刑事风险防控的重要课题。企业应及时检视现有合规体系，以《解释（二）》为指引，将相关管控措施嵌入业务流程和决策机制之中，以降低经营活动中的腐败风险和法律风险。

（作者：里兆律师事务所 丁志龙、谭腾）

## 四、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。  
我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- [以股权转让方式撤退的实务操作要点](#)
- [反外国不当域外管辖与阻断外国法制裁](#)
- [《中华人民共和国生态环境法典》解读](#)
- [《商业秘密保护规定》（2026.02.24 发布，2026.06.01 实施）](#)

も、いずれも積極的な不正利益の返還と認定することができる。関連規定は、従来の不正利益返還の結果だけを評価基準とする手法を超え、行為者の主観的な悔悟の態度及び不正利益の返還と損害の回復作業に対する実際の促進的貢献をさらに重視するものとなっている。

## 五、結び

上記の内容に加え、「解釈（二）」は、組織犯罪と個人犯罪の区別、斡旋収賄と紹介賄賂の認定、及び長期にわたり明確な金額基準を欠いていた多種の職務犯罪についても、系統的な充実を図っている。全体として、「解釈（二）」は職務犯罪取締りの体系性と一貫性を一層強化するものであり、企業内部の腐敗行為がより厳格な刑事評価に直面することを意味する。企業にとって、不正行為の防止、商業賄賂の防止は内部管理の問題だけではなく、刑事リスクの防止・管理に直接関わる重要な課題である。企業は、既存のコンプライアンス体系を速やかに見直し、「解釈（二）」をガイドラインとして、関連する管理措置を業務プロセス及び意思決定メカニズムに組み込むことにより、経営活動における腐敗リスク及び法的リスクを低減すべきである。

（作者：里兆法律事務所 丁志龍、譚騰）

## 四、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。  
貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- [持分譲渡により撤退する場合の實務上押さえておくべきポイント](#)
- [外国の不当な域外管轄に対する対応及び外国による法的制裁の遮断](#)
- [「中華人民共和国生态环境法典」解説](#)
- [「營業秘密保護規定」（2026.02.24 公布、2026.06.01 實施）](#)